



建設技術審査証明事業

審査証明第 1002-C-1 号

建築物等の保全技術審査証明書

技術の名称：給水管更生技術「NPLⅣ工法」

対象管種：水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管

標記技術の内容について依頼者より提出された開発の趣旨及び開発目標に基づき証明するものである。

(開発の趣旨)

既存の建築物に施工された、硬質塩化ビニルライニング鋼管製給水管の赤水対策と配管の延命を図るため、配管を取り外すことなく、給水管内面に良質な防錆塗膜を形成する技術と管理体制を確立し、その普及を図る。

(開発目標)

- (1) 研磨工程においては、管内面の錆及び付着物の除去性能が高いこと。
- (2) 塗布工程においては、管内面に防錆塗膜の塗り残しがないこと。
- (3) 防錆塗膜の仕上りが平滑で、ピンホールや管閉塞がないこと。
- (4) 形成された防錆塗膜が水質に悪影響を与えないこと。

一般財団法人建築保全センターの建築物等の保全技術審査証明実施要領に基づき、依頼のあった給水管更生技術「NPLⅣ工法」の技術内容について下記の通り証明する。

なお、この技術は平成 22 年 8 月に給水管更生技術「NPLⅢ工法」(申請者：京浜管鉄工業株式会社)として審査証明されたものを、平成 27 年 8 月に更新され、令和 2 年 8 月に更新されたものを、このたび、給水管更生技術「NPLⅣ工法」(依頼者：株式会社タイコー)として内容変更したものである。

令和 4 年 11 月 17 日

建設技術審査証明協議会 会員

一般財団法人建築保全センター

理事長 奥田 修一

記

1. 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨、開発目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 研磨工程においては、管内面の錆及び付着物の除去に際し、研磨材にセラミック砂又は珪砂を使用した 2 方向研磨を行うことによって、研磨性能が向上することが認められる。また、管内の洗浄及び乾燥は、塗料の付着性能を向上することができるものと判断される。
- (2) 塗布工程においては、管内面に防錆塗料の塗布に際し、脈動空気流を使った連続塗布を同一方向から 2 回行うことにより、塗り残しを防止することができるものと判断される。
- (3) 1 回目塗布、2 回目塗布時に膜厚調整空気を、正・逆 2 方向から送風することにより塗布面を平滑にし、ピンホールや管閉塞の発生を防止することができるものと判断される。
- (4) 形成された防錆塗膜の水質への影響についても、浸出試験データなどにより所定の基準を満足するものと判断される。

2. 審査証明の前提

提出された資料には事実と反するものがないものとする。

3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より申請された開発の趣旨、開発目標に対して作成された技術概要説明書及び技術審査証明資料に記載された範囲とする。

4. 審査証明の詳細 (別添)

5. 審査証明の有効期限 令和 7 年 8 月 29 日

6. 審査証明の依頼者 株式会社タイコー

住所 千葉県船橋市本町 7-2 7-1 5 新船橋ビル